



退職される共助会会員の皆様へ

継続会員制度

共助会は終身会員制度の団体ですので、退職時に所定の会費を納入しますと『現職会員』から『継続会員』と呼び方が変わるだけで、退職しても会員としての資格は継続します。

退職後の福利厚生の充実のために継続会員としての手続きをお勧めします。納入した会費は、退会時に継続会員生業資金として給付いたしますのでご安心ください。

2026年 10月 1日現在、共助会の会員構成は、現職会員12,581人、継続会員5,946人で、合計18,527人です。

1 継続会員の特典と主な事業紹介

- (1) 次表のように、現職会員時の給付に加えて還暦・長寿祝金、旅行補助金、介護見舞金、継続会員生業資金が給付されます。

(2026年度用)

給付金の種別	給付条件	給付金額
還 暦 ・ 長 寿 祝 金	節目の年にお祝い金	満60・66・70歳 2万円。満77歳 4万円。満88歳 5万円。満99歳 10万円
旅 行 補 助 金	共助会主催旅行参加時 会員期間中3回まで	会員3万円・同伴者(1人まで)1万5千円
介 護 見 舞 金	会員が常時自宅介護を要し、要介護2以上の認定を受けた時	3万円 事由発生後1年度内に付き1回給付
病 気 慰 謝 料	会員が10日以上入院した時	在会年数40年以上6万円。20年以上5万円。10年以上3万円。10年未満2万円
弔 慰 金	会員が亡くなられた時	15万円(扶養する子がある場合10万円を付加)
配 偶 者 弔 慰 金	配偶者が亡くなられた時	5万円
香 華 料	実父母・扶養家族が亡くなられた時	2万円
災 害 見 舞 金	居住家屋および持家が災害にあった時 理事会が認める非常災害	2万円
永 続 会 員 記 念 品 代	在会30年に達した時	4万円
結 婚 祝 金	会員が結婚された時	4万円
出 産 祝 金	会員のお子様が生まれた時	2万円
継 続 会 員 生 業 資 金	退会される時	継続会費相当額

- (2) 共助会主催の継続会員旅行に参加すると給付が受けられます。



共助会主催の継続会員旅行は、退職者の記念旅行にふさわしく、ゆったりとした行程と充実した内容(ホテル・食事等)で企画しています。会員と同伴者(配偶者や親族、ご友人)が参加されますと、合計4万5千円の旅行補助金を会員期間中3回まで受けられます。

2027年4月には、2027年度の旅行企画をご自宅にお届けしますのでご検討ください。

- (3) 大変有利な定額貯金に預け入れできます。

5年満期 500万円まで 年0.72%(年複利計算です)

- (4) 会員福利厚生事業の映画鑑賞補助券(天文館シネマパラダイス、マルヤガーデンズシネマ、鹿屋リナシアター、奄美シネマパニック)500円の発行と、鹿児島ユナイテッドFCホームゲーム無料招待(シーズン中、一家族4回まで)、芸術鑑賞の無料招待があります。

- (5) 居住地の共助会地区活動に参加できます。

② 貯金・貸付・生命保険の取扱

貯 金

- ◆ 規約貯金（積立）は、できなくなります。（毎月の給与差引ができなくなるため）
 - ◆ 規約貯金は、全額払い戻しとなります。ただし、退職日の残高が10万円以上で、ご希望により退職時の規約貯金残高を据え置くことができます。
 - ◆ 定額貯金は、これまで同様にお預かりできます。
- 《参考》規約貯金年利率0.42%（一部払戻の都度1年間は0.18%） 定額貯金年利率0.72%

貸 付

- ◆ **現職中の共助会の貸付金は、一括返済となります。**
共助会の貸付残高は、生業資金・規約貯金を含めて清算します。清算できない残高については4月中にご自宅に貸付金清算のご案内と振込用紙をお届けします。共助会の貸付残高は、退職金との相殺はできません。退職金受領後ただちに振込（一括返済）していただきます。
- ◆ **継続会員になられた場合、現職会員と違い、継続会員生活資金のみ利用できます。**
継続会員生活資金の貸付限度額は、90万円（継続会費の90%）と定額貯金の90%の範囲内です。



保 険

- ◆ **生命保険は給与差引による団体扱いができなくなりますので、原則として、各生命保険会社への個人払いとなります。**
ただし、アフラック生命（がん保険のみ）・明治安田生命・メットライフ生命の生命保険については、共助会の団体扱い（割引利用継続）のご利用ができます。
団体扱いを希望される場合は、
 - ① 会員継続届出書の生命保険の欄に保険継続希望の記入をしてください。（4月からの生命保険料は、郵便局または九州労働金庫からの口座引き落としとなります。）
 - ② 口座引き落としの手続きのため、金融機関の手続用紙を提出してください。（共助会が会員継続届出書を確認後、所属所のご本人宛に口座引き落としの用紙をお届けしますので、至急共助会に返送してください。）
上記以外の保険契約のある方は、4月になりましたら保険会社から連絡がありますので、退職後の支払方法については保険会社にご相談ください。

③ 継続会員の会費

継続会員の会費は、100万円（退職時一括払い）です。なお、この会費は、退会するときに継続会員生業資金（会費相当額）として全額給付されます。

通常の場合、別に現金を準備する必要はありません。現職会員生業資金（現職中に納入された会費相当額）が、在会35年の場合で平均的には130万円を超えていますので、この中から100万円拠出していただければ会費納入済となります。（超過分は給付金等受取口座へ振り込みます。）

- ※ 給付金等受取口座の登録がない方は、共助会よりお問い合わせをする場合があります。
- ※ 現職会員の期間が短い等の継続会費が100万円に満たない方は、不足する額を追加納入していただきます。4月になりましたら、ご自宅へ継続会員会費納入のお願いと振込用紙をお届けしますので、速やかに振り込んでください。

継続会員への移行手続き

『会員継続届出書 兼 規約貯金払戻請求書』を提出してください。

同封の返信用封筒（切手を貼付）で郵送してください。

提出期限は、2027年1月29日（金）です。

生業資金（現職中に納められた会費相当額）・継続会費・規約貯金・貸付金を清算します。

※貸付残高・継続会費（100万円）に不足がある場合は、規約貯金をこれらに充当します。また、清算金に不足がある場合は、貸付金清算のご案内と振込用紙（鹿児島銀行）をお届けしますのでお近くの鹿児島銀行でお振込みください。※その他の金融機関をご利用の際は、共助会にご相談ください。

【書類記入上の注意】

① 提出日を必ずご記入ください。退職時の勤務校名、会員名、会員コードをご記入ください。

※ 会員名の捺印をお忘れなく！

② 退職後の住所・電話番号が未定の場合は、未記入で可。確定したら共助会へご連絡ください。

③ 緊急連絡先は、同居以外の方をご記入ください。

※共助会の継続会員は、終身の会員制度となっています。住所転居等で所在不明となり、連絡がとれなくなった場合がありますので必ずご記入ください。

（例）会員の親族など

④ 規約貯金の継続利用欄の利用する、しないに☑を入れてください。

⑤ 生命保険の団体扱い継続欄は、アフラック生命・明治安田生命・メットライフ生命にご契約の方で、引き続き共助会の団体扱いをご希望の方は、全部の契約か一部の契約かを選択し☑を入れてください。

この『会員継続届出書』を受付後、共助会より引去り口座登録のための『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』をお送りします。

※上記3社以外の生命保険会社にご契約のある方は、4月になりましたら保険会社から連絡がありますので、退職後の支払方法については、それぞれの生命保険会社にご相談ください。

《記入例》

会員継続届出書 兼 規約貯金払戻請求書			
一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様 退職に伴う継続会員移行のための清算をお願いします。			
① 現職中の生業資金の清算 ② 継続会費の収納（100万円） ③ 規約貯金の継続処理、解約払戻 ④ 貸付金の清算（充当）		提出日 20 年 1 月 日	
退職時の勤務校名	〇 〇 学 校 2027年3月31日 退職（予定）		
会員名	共助会 太郎 監	会員コード	1 2 3 4 5 6
退職後の住所 電話番号	〒(〇〇〇-〇〇〇〇) 電話(〇〇〇〇)- (〇〇〇)- (〇〇〇〇) 鹿児島市〇〇町 〇〇〇		
緊急連絡先 (同居以外の方を ご記入下さい)	名 前	続柄	住 所 電話 番 号
共助会 次郎 弟	〇〇市〇〇町	〇-〇	(〇〇〇〇)- (〇〇〇〇)
規約貯金の 継続利用	☒ 利用する（※残高10万円以上） ④ ☐ 利用しない		
生命保険の団体扱い継続	アフラック生命	☒ 全部 ☐ 一部	
右の生命保険会社で共助会の団体 扱いを継続希望される場合、全部 が一部を☑してください。	明治安田生命 ⑤	☐ 全部 ☐ 一部	
	メットライフ生命	☐ 全部 ☐ 一部	
《記入上の注意》 ① 上記の太線枠のみご記入ください。 ② スタンピング印鑑（シャチハタ等）は不可です。 ③ 緊急連絡先は、転居等によりご本人と同時に連絡が途絶えるのを防ぐため、可能な限り同居以外の方の連絡先をご記入ください。方がご本人と連絡不通となった場合のみ利用いたします。 ④ 規約貯金の継続利用欄の利用するに☑マークがあっても残高が10万円に満たない場合と、チェックがない場合は、「☑利用しない」で処理します。 《清算金について》 ① 共助会にあらかじめ登録済みの給付金等受取口座へ送金されます。 ② 給付金等受取口座の登録がない方は、共助会よりお問い合わせをする場合があります。 ③ 継続会員への移行手続きが完了しましたら、『継続会員会費領収証書』を発送いたします。			

※記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護ガイドライン」に基づき適切にとり扱います。

【共助会記入欄】

規約貯金解約払戻額 清算 充当 (円)

チェック	1 会費 2 貯金 3 貸付 4 会費不足	金 額	
		充 当 日	※継続移行処理前に貸付充当時のみ記入
受 付 日		理事長	専 務 常 務 部 長 係
処 理 日			

【会員の継続手続き完了の方には】

① 継続会員会費領収証書を簡易書留郵便でお届けします。→4月～（受付順）

この『継続会員会費領収証書』は重要です。大切に保管してください。

② 清算金を送金します。→4月下旬～（受付順）

③ 【継続会員だより（継続会員旅行の案内入り）】等をお届けします。→4月上旬

退会される場合の手続き

『退会届 兼 給付金・規約貯金払戻請求書』を提出してください。また、『会員証』も返却してください。

提出期限は、2027年1月29日（金）です。

- ① 生業資金残高・規約貯金残高・貸付金残高を一括して清算します。
- ② 貸付金残高がある場合は、生業資金および規約貯金残高を貸付金に充当させていただきます。
- ③ 清算金は、4月以降、共助会に登録されている給付金等受取口座に振り込みます。
- ④ 申請の必要な給付（結婚祝金・出産祝金・病氣慰謝料等）は別途請求書が必要です。退会後の請求はできません。

退会届 兼 給付金・規約貯金払戻請求書

年度末退職者用

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様

私は、共助会を退会したいので、退会手続きをお願いします。

① 現職中の生業資金の清算
② 給付金の清算 ※3参照
③ 規約貯金の解約払戻
④ 貸付金の清算（充当）

提出日 2000年 0 月 0 日

退職時の勤務校名 ○ ○ 学 校 2027年 3 月 31 日 退職（予定）

フリガナ キョウジョイ タウ

会員名 共助会 太郎 会員コード 1 2 3 4 5 6

退職後の住所 〒(○○○-○○○) 電話(○○○)-(○○○○)-(○○○○)
※必ず連絡のとれる電話番号をお書きください。

住 電話番 鹿児島市○○町○○

＜記入上の注意＞
① 上記の太線枠のみご記入ください。
② スタンプ式印鑑（シャチハタ等）は不可です。

＜清算金について＞
※1 共助会にあらかじめ登録済みの給付金等受取口座へ送金されます。送金手数料については、九州労働金庫以外の場合、受取人負担となります。
※2 給付金等受取口座の登録がない方は、共助会よりお問い合わせをする場合があります。
※3 申請の必要な給付（結婚祝金・出産祝金・病氣慰謝料等）は、別途請求書が必要です。退会後の請求はできません。

※記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護ガイドライン」に基づき適切に取り扱います。

【共助会記入欄】

給 付 金 (円)		規約貯金解約払戻額 (清算 充当) (円)	
目 現職会員研修費		金 額	
動 永続会員記念品代		充 当 日	※遺失紛失時に貸付充当時のみ記入
給 還 暦 祝 金		受 付 日	
付 その他の給付		清 算 日	
※上記給付がある場合のみ記入		チ ャ ッ ク	1 会 費 2 貯 金 3 貸 付
入会年月日	年 月 日	理事長	専 務 常 務 部 長 係
生年月日	年 月 日		

【書類記入上の注意】

- ① 提出日を必ずご記入ください。退職時の勤務校名、会員名、会員コードをご記入ください。
※ 会員名の捺印をお忘れなく！

- ② 退職後の住所・電話番号が未定の場合は、未記入で可。確定したら共助会へご連絡ください。

※定額貯金をお持ちの方は証書も提出してください。（要裏書き・捺印）

※給付金等受取口座の登録がない方は、共助会よりお問い合わせをする場合があります。

各所属所にあります事務手引書の「退会届」では手続きできません。

（注）一度退会されますと再加入できません。退職後の福利厚生の実施のために継続会員のお手続きをお勧めします。

お問合せ先 一般社団法人 鹿児島県教職員共助会
しもたつおちよう
〒892-0852 鹿児島市下竜尾町3-1
電 話 099-226-5953
IP 電 話 050-3538-8191
F A X 099-226-5955
E - m a i l info@kyojjo.jp

